

宮古島市制施行20周年記念ロゴマーク使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宮古島市制施行20周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

(デザイン)

第2条 ロゴマークのデザインは、別図のとおりとする。

(使用の承認申請)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ電子申請フォームにより申請し、市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市及び市職員が業務に関し使用するとき。
- (2) 市内の学校等の教育機関が教育の目的で使用する時。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する時。
- (4) その他市長が適当と認めたとき。

(使用の承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、承認の可否を申請者に通知するものとする。

2 市長は、承認に際し必要な条件を付することができる。

(使用の不承認)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用を承認しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 市の信用や品位を損ない、又は損なうおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人、政治、思想又は宗教の活動に利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (4) 不当な利益を得るために利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (5) 特定の個人又は団体の商標、意匠等として独占的に使用されるおそれがあるとき。

(6) 宮古島市暴力団排除条例（平成24年宮古島市条例第1号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員に利用されるおそれがあるとき。

(7) その他市長が使用について不適当であると認めるとき。

（使用期間）

第6条 ロゴマークの使用期間は、第4条第1項の承認の通知を受けた日から令和7年12月31日までとする。

（使用料）

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（遵守事項）

第8条 市長の承認を受けロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた内容に従ってロゴマークを使用すること。
- (2) ロゴマークのデザイン、縦横の比率、配色等に変更を加えないこと。
- (3) 第4条第2項の条件を付された場合にあっては、これに従うこと。
- (4) ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) ロゴマークを自己の商標、意匠等に使用せず、又は商標権、意匠権等の知的財産権の申請をしないこと。
- (6) ロゴマークを使用した物品を販売する場合にあっては、その販売する価格は、ロゴマークを使用する以前の価格と同額以下の価格又は類似の既製品の価格と同等以下の価格とすること。
- (7) ロゴマークを使用した物品の完成後は、速やかにその形状及び使用状況が分かる画像等を電子申請フォームにより提出すること。

（承認内容の変更）

第9条 使用者は、第4条第1項の規定により承認を受けた内容を変更しようとするときは、あらためて電子申請フォームにより申請し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を当該使用者に通知するものとする。

3 第5条第1項及び前条の規定は、前2項の場合に準用する。

(承認の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマーク使用の承認を取り消し、使用者に通知するものとする。

- (1) 第5条第1項又は第8条の規定に違反していると認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、継続して使用することが不適當であると市長が認めるとき。

2 前項の規定により承認を取り消された者は、いかなる場合であっても、ロゴマークを使用してはならない。

3 市長は、第1項の規定により承認の取消しを受けた者に対して、ロゴマークを使用した物品の回収等の措置を指示することができる。

(免責事項)

第11条 市長は、前条第1項の規定による承認の取消し等必要な措置を講じたことにより使用者に生じた損害又は損失について、損害賠償、損失補償その他一切の法律上の責任（次項において「法律上の責任」という。）を負わないものとする。

2 市長は、使用者がロゴマークの使用により第三者に対して与えた損害又は損失について、法律上の責任を負わないものとする。

(庶務)

第12条 ロゴマークの使用に関する庶務は、企画政策部企画調整課において行う。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別図（第2条関係）

